

市条例の一部改正の概要について

1 一部改正する条例

- ▶八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- ▶八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ▶八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ▶八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例
- ▶八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

2 改正の理由

国基準の一部改正に伴い、児童の安全の確保を図るために必要な措置等を講ずるとともに、非常時における対応の強化並びに他の社会福祉施設を併設する場合の保育所等の設備及び職員の基準の緩和をし、衛生管理等について所要の改正をするためのもの。

3 改正の概要

(1) 懲戒権に関する規定について

児童福祉法に規定する懲戒権に関する内容が削除されたことに伴い、市条例における懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を削除するもの。

- ・施行期日 公布の日
- ・対象となる条例
 - ▶八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
 - ▶八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
 - ▶八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例
 - ▶八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

(2) 安全計画の策定等について

児童の安全の確保を図るため、助産施設以外の児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（安全計画）を策定すること等を義務付けるもの。

- ・施行期日 令和5年4月1日
- ＜経過措置＞

施行の日から令和6年3月31日までの間、母子生活支援施設については、安全計画の策定等を努力義務とする。
- ・対象となる条例
 - ▶八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
 - ▶八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

(3) 自動車を運行する場合の児童の所在の確認について

児童の通園や園外活動等のために自動車を運行する場合は、児童の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により園児の所在を確認することを義務付けるもの。また、通園用の自動車については、当該自動車に車内の児童の見落としを防止するブザー等の装置を装備することを義務付けるもの。

・施行期日 令和5年4月1日

＜経過措置＞

児童の見落としを防止するブザー等の装置の導入については、速やかな導入が困難な場合も考えられるため、令和6年3月31日までの間、車内の児童の見落としを防止するための代替的な措置を講ずることが可能である。

・対象となる条例

- ▶八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ▶八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例
- ▶八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

(4) 他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準について

保育所等に特有の設備・専従の人員については、他の社会福祉施設を併設している場合であっても併設する施設の設備・職員を兼ねることができないこととされていたが、保育に支障がない場合に限り、共用・兼務を可能とするもの。

・施行期日 令和5年4月1日

・対象となる条例

- ▶八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ▶八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ▶八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

(5) 業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定・周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならないとするもの。

・施行期日 令和5年4月1日

・対象となる条例

- ▶八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ▶八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例

(6) 衛生管理等について

児童福祉施設等が講ずるよう努めなければならないとされている感染症や食中毒の予防及びまん延防止のための必要な措置について、研修・訓練を定期的実施するよう具体的に規定するもの。

- ・ 施行期日 令和5年4月1日
- ・ 対象となる条例
 - ▶ 八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
 - ▶ 八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

(7) 職員配置に係る特例について

保育所においては、従来から乳児4人以上が入所している場合に限り、保健師、看護師又は准看護師（看護師等）を1人に限って、保育士とみなすことができるとされており、認定こども園においても同様の措置が取られてきたが、入所する乳児の数が3人以下の場合においても看護師等を1人に限って保育士とみなすことができるとするとともに、保育の質を保つため一定の要件を課すもの。

- ・ 施行期日 令和5年4月1日
- ・ 対象となる条例
 - ▶ 八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
 - ▶ 八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例
 - ▶ 八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例

(8) 虐待等の禁止について

児童福祉施設等については、職員は、入所中の児童に対し、心身に有害な影響を与える行為をしてはならないと規定されており、幼保連携型認定こども園についてもこの規定を準用しているが、幼保連携型以外の認定こども園においても同様の規定を整備するもの。

- ・ 施行期日 令和5年4月1日
- ・ 対象となる条例
 - ▶ 八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例